

平成29年度 独立行政法人国民生活センター調達等合理化計画の自己評価結果
(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成29年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
1. 重点的取組						
(1) 情報処理システムの更新作業及び運用保守並びに業務委託の調達について、一者応札・一者応募の点検・見直しを図る。						
① 過去に一者応札・一者応募となった契約で、引き続き同様の結果が想定されるもの及び新規の案件であって応札者が少数と見込まれるものは、原則として、休日を除いて20日以上公告期間を確保する。		過去の入札等の実績や業務内容を勘案し、応札者若しくは応募者が少数と見込まれる契約については、公告期間を休日を除き20日以上確保した。	左記の取組を実施したが、再度一者応札となった。	A	—	引き続き実施
② 一者応札・一者応募となっている契約については、業務内容等に応じ、契約(落札決定)後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定し、また、年度当初から業務が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間が設けられるよう入札実施期間を設定する。		該当する契約はなかった。	—	A	—	
③ 仕様書の目的や業務等の内容が、理解しやすい仕様内容になっているかを複数の関係職員で検証する。		情報処理システムに係る仕様書は、すべてCIO補佐官の確認を実施した。	左記の取組を実施したが、再度一者応札となった。	A	—	
④ 競争性のある随意契約として特定の者と締結した案件については、調達価格の妥当性等について、事後検証等を実施する。		該当する6件の契約について、実施状況を基に調達価格の検証を行った。	契約金額が妥当であったことを確認した。	A	調達価格の内容に基づく作業が実施されたことを確認した。	
(2) 設備または情報処理システムの更新に関する調達について、随意契約の見直しを図り、経費の節減を目指す。						
① 設備または情報処理システムに関連するものについては、システムの切替時に一般競争入札に移行する。		該当する契約はなかった。	—	—	—	引き続き実施
② 複数年度の運用保守が必要とされる契約案件については、当該業務のライフサイクルコスト全体で一般競争入札を実施する。		該当する契約はなかった。	—	—	—	引き続き実施

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成29年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
2. 調達に関するガバナンスの徹底						
(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立 新たな随意契約を締結することとなる案件については、会計規程(平成15年10月1日規程第10号)第29条における随意契約によることができる事由との整合性や、より競争性にある調達手続きの実施の可否の観点から、会計規程細則(平成15年10月1日達第38号)第24条の3(契約事務の適正な実施及び相互けん制)第1項の規定に基づき、随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由を記載した書面を作成し、契約責任者の決裁を得た上で、随意契約の概要について、可能な限り公表することとする。		随意契約を締結するものについては、決裁文書に会計規程の根拠条文及びその理由を明記し、契約責任者までの決裁において内容を精査するなど、相互けん制を機能させた。	随意契約を締結するものについて、決裁文書に会計規程の根拠条文及びその理由を確認の上明記し、審査・決裁することで、適正な契約の確保を図ることができた。	A	—	引き続き実施
(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 契約事務における不祥事の発生の未然防止の取組として、会計規程細則第24条の3第2項の規定に基づく複数の関係職員による審査及び決裁による相互けん制並びに同第26条第4項の規定に基づく予定価格を記載した書面等の金庫への保管及び漏洩の防止対策を徹底する。		会計規程細則第24条の3第2項の規定に基づく複数の関係職員による審査及び決裁による相互けん制を実施するとともに、同第26条第4項の規定に基づく予定価格を記載した書面等の金庫への保管を行うなど、漏洩の防止対策を徹底した。	内部けん制機能が確保されるとともに、予定価格の情報漏えい防止するなど、不祥事発生の未然防止を図ることができた。	A	—	引き続き実施
3. 自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。		調達等合理化計画の自己評価を年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告して主務大臣の評価を受けた。	随意契約の見直しなどの取組について、透明性及び外部性を確保することができた。	A	—	引き続き実施
4. 推進体制						
(1) 推進体制 総務部を所掌する理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を設置し、調達等の合理化に取り組む。		調達等合理化検討会において、調達等合理化計画の推進状況のフォローアップを行った。	適切に進捗状況のフォローアップを行うことができた。	A	—	引き続き実施
(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、新たな随意契約及び競争性のある契約のうち一者応札・一者応募になった契約などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、2か年連続して一者応札・一者応募となった契約案件は、その改善に向けた取組内容等について、原則として事前に点検を行い、その審議概要を公表する。		契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、新たな随意契約及び競争性のある契約のうち一者応札・一者応募になった契約などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、さらに、2か年連続して一者応札・一者応募となった契約案件については事前に点検を行い、その審議概要を公表した。	契約監視委員会委員からの意見を今後の取組の参考とすることができた。	A	—	引き続き実施

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成29年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
5. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国民生活センターのホームページにて公表する。		調達等合理化計画及び自己評価結果等を、国民生活センターのホームページに公表した。	取組の透明性を確保することができた。	A	—	引き続き実施

(※)

A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(主務省庁、センター内の他部局)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組